



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.29-9 2018.9.6

経営革新サマーセミナーを開催致しました！

「経営革新サマーセミナー」を平成30年8月30日（木）茅野市民館コンサートホールにおいて開催致しました。

第1部では日本M&Aセンター金子義典様を外部講師としてお招きし、「事業承継としてのM&A～具体的な手段とベストな相手の選び方～」についてご講演頂きました。昨今事業承継問題がクローズアップされており、国の方針として事業承継問題をなんとか良い方向へ向けようという税制等も打ち出されております。事業承継解決手法は一つではなくそれぞれの企業に併せた様々な手法が考えられます。その手法の一つとしてM&Aをとらえ、具体的な利用方法・スキーム・注意点等についてお話頂きました。

第2部は株あしたのチーム高橋隆弘様より「人事評価制度で人材育成～従業員が辞めない仕組みづくり～」と題しまして、ご講演頂きました。将来に向けて人手不足が益々深刻になると予想されます。

そのような中で、企業として働き方改革を実施し、人的資源の流出を防止すること、また「経営者と社員の結束をより強固にし、最高のチームを作り出す」を目標に人事評価制度を導入した働き方改革の実現についてお話頂きました。

また、セミナー終了後には納涼会を開催し、多くの方にご参加頂きました。誠にありがとうございました。

次回セミナーを平成31年1月24日（木）開催予定です。

職員一同心より皆さまのご参加をお待ちしております。



相続税・贈与税の無料相談会随時開催中

ご自身の相続が発生した場合に、残された家族が相続でもめないための対策はお済みでしょうか？多くの方が「まだまだ先のこと」と何もされていないと思いますが、相続対策は生前にしかできないことも多く、いずれ訪れる相続の日に慌てないために、相続が“争族”にならないためにも、今のうちに今しかできない相続対策をしておきませんか？

当事務所では、相続の専門のスタッフが無料相談会を随時行っております。将来のために生前贈与・遺言をお考えの方、相続や贈与についてお悩みのある方はお気軽にご相談下さい。

無料相談ご予約電話番号 0120-919-261



新・事業承継税制がわかる！Ⅲ

前号までは特例事業承継税制を利用するための4つの条件についてご説明いたしました。今号では実際に贈与を利用・活用する上での留意点や提出方法についてご紹介いたします。

○猶予の流れ

1. 計画書を提出する・計画書の提出期限

特例事業承継税制の適用を受けるには、**認定支援機関の指導・助言を受け**「特例承継計画」を作成し、都道府県庁への提出が必要です。提出期限は平成30年4月1日から5年間、すぐに後継者に贈与する予定がなくても、まずは計画書の提出が必要です。(計画提出後に贈与しなくても特に問題はありません)

2. 贈与を行って認定書の交付を受ける

会社は先代経営者が後継者に株式等を贈与した翌年の1月15日までに都道府県庁に申請書を提出しなければなりません。都道府県知事は書類を審査して適用要件を満たしていれば「認定書」を交付します。

3. 後継者が贈与税の申告書を提出

受贈者(経営承継相続人等)は会社が交付を受けた「認定書」を添付し、**贈与を受けた年の翌年3月15日迄**に非上場株式等の贈与税の納税猶予の適用を受ける為、**贈与税申告書**を所轄税務署に提出します。

4. 5年間の事業継続期間は毎年、都道府県庁と税務署に書類を提出

贈与税の納税猶予を受けた後は、経営承継期間である贈与税の申告期限から**5年間**は**毎年**都道府県庁に報告書を、税務署には届出書を提出しなければなりません。5年経過後は、**3年に一度**税務署に届出書の提出が必要です。

※この期限内の報告・届出を怠った場合、猶予認定は取り消しとなり猶予されていた税額と利子税を納付しなければならなくなります。期限内の報告・届出は必須となります。

5. 先代経営者が死亡した場合は、都道府県庁に相続税へ切替確認手続き

先代経営者が死亡した場合は、死亡の日の翌日から**8か月以内**に、会社は都道府県庁に対して贈与税から**相続税への切替確認**の手続きをしなければなりません。切替をするための要件を満たしていれば「確認書」が交付されます。

6. 経営承継相続人等(後継者)が相続税の申告書を提出する(相続税猶予への切替)

経営承継相続人等は、相続税の申告期限までに**切替確認書を添付して**税務署に非上場株式等の納税猶予を適用した相続税の申告書を所轄税務署長に提出します。これで相続税の納税猶予が適用されます。

○適用要件の注意点

1. 贈与前役員就任要件

贈与の日まで**継続して3年以上**に渡り継続して申請者の役員であることが必要です。贈与の日前3年の間に役員でない期間がある場合には、役員であった期間が合計で3年を超えていたとしてもこの要件を満たすことはできません。設立後3年未満の新設会社の場合は、当該要件を充足できないためご注意ください。

2. 総収入金額要件

贈与認定申請基準事業年度における損益計算書上の総収入金額(営業外収益と特別利益は除く)が零の場合には認定を受けることができません。

※贈与認定申請基準事業年度：贈与した日を含む事業年度と、その直前事業年度

(厳密には、決算期や贈与日によって上記期間にはならない場合もあります)

3. 複数の株式所有者からの贈与

特例制度では、先代経営者からの**一括贈与を条件**に、代表者以外の者から(役員になったことのない株主でしかも親族以外の者も含む)の贈与等により取得する非上場株式等についても対象となります。

(斉藤直人)

Q ゴルフのプレー代に税金がかかっているって本当？

ゴルフ場を利用する人に対して、「ゴルフ場利用税」という税金が課税されています。

1. ゴルフ場利用税とは？

ゴルフ場利用税とは、ゴルフ場の利用について、ゴルフ場が所在する都道府県が課税する、地方税法の規定に基づいた1日あたり定額の税金です。ただし、税収の内、70%は、ゴルフ場が所在する市町村に交付されます。また、ゴルフ場利用税の税額は、都道府県がゴルフ場の等級を基準としてゴルフ場毎に決定するため、それぞれの利用税額が異なります。なお、ゴルフ練習場はゴルフ場に該当しませんので、ゴルフ練習場を利用した場合は、ゴルフ場利用税の課税はありません。

2. ゴルフ場利用税は、なぜ課税されるのか？

①ゴルフは贅沢なスポーツ

「ゴルフは贅沢なスポーツ」「お金持ちのスポーツ」という考え方があり、ゴルフ場の利用料は、ほかのスポーツと比較しても高価で、ゴルフ場利用者には、高い担税力（税負担可能な能力）があるはず、という考え方によるものです。

②ゴルフ場への道路整備や維持管理等の負担

ゴルフ場に関するアクセス道路・環境対策・防災対策などの費用が、自治体にとってかなり経済的負担になっている、というのもゴルフ場利用税を課税する理由とされています。

Q 温泉の入浴料に税金がかかっているって本当？

鉱泉浴場における入湯に対して、「入湯税」という税金が課税されています。

1. 入湯税とは？

入湯税とは、鉱泉浴場が所在する市町村が、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に課税する地方税です。

①税額

- ・1人1泊150円（標準税率）

②課税が免除される人

- ・年齢12歳未満の人
- ・教員が引率する修学旅行及び合宿訓練において入湯する、学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに類する学校の生徒
- ・福祉の向上・健康の増進を図るため、市等が専ら市民に使用されることを目的として設置した施設で、市長が別に定めるものにおける浴場に入湯する人
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人
- ・その他市長が特別に必要があると認めた人

2. 入湯税はなぜ課税されるのか？

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興および観光施設の整備に要する費用に充てることが目的となっています。



(橋本健治)

義援金に関する取扱い

西日本の平成30年7月豪雨や大阪府北部地震など、災害により被害を受けられた方を支援するために、被災地の地方公共団体に設置される災害対策本部等に義援金や寄附金を支払った場合の税務上の取扱いについて、国税庁よりFAQが公表されました。

法人が支出する国等に対する寄附金は全額損金算入

下表の通りの取扱いとなります。被災自治体の災害対策本部や日本赤十字社等の専用口座に対して支払う義援金は、その全額が損金算入されます。日本赤十字社等の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されない場合や、認定NPO法人等に対する義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

支払先	災害対策本部	日本赤十字社、中央共同募金会 (専用口座)	同左 (専用口座以外)	認定NPO法人	公益社団法人 公益財団法人	NPO法人、 人格のない社団等
取扱い	国等に対する寄附金	国等に対する寄附金	特定公益増進法人に対する寄附金	特定公益増進法人に対する寄附金	特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金
損金算入額	全額	全額	特別損金算入限度額の範囲内	特別損金算入限度額の範囲内	特別損金算入限度額の範囲内	損金算入限度額の範囲内

法人が支出する災害見舞金は全額損金算入

法人が被災した取引先に対して、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、通常の営業活動を再開するために復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は交際費等に該当せず、その全額が損金の額に算入されます。

個人の義援金は「ふるさと納税」に該当

個人が被災自治体の災害対策本部や、日本赤十字社の専用口座等に対して義援金を支払った場合は「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。なお、当該義援金は地方公共団体に対する寄附金として「ふるさと納税」に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。

(北原隆幸)

職員コラム ～ 諏訪湖湖上花火大会 ～

伊藤 弘香

この夏は猛暑で大変な思いをしましたが、お盆辺りから朝晩涼しくなり過ごしやすくなりましたね。来年はこうはならないと信じていますがどうなのでしょう・・・。

さて、今年は8月15日の諏訪湖湖上花火大会の有料観覧席が抽選で当たったため、行ってきました。始まる前には一度雨がざっと降りましたが、開始の頃には気にならない程度になっており、風が強かったので煙が流れてとてもきれいに見ることができました。

諏訪圏内にお住まいでもあまり有料席では観たことがないという方は多いと思います。そもそも抽選で手に入る有料席は1人5,000円からなので、高いと感じる方もいるでしょうし、入手に手間がかかりますし。ただ、もし何かの機会があればぜひ一度行ってみたいと思います。花火は遠くからでも見えますし無料席でも楽しめますが、やはり有料席は格別です。音と光は勿論、振動を感じることができますし、目の前一杯の花火は大迫力ですよ。

私は諏訪市民なので、湖上花火大会は子供のころから毎年何かしらの形で観に行っていましたが、2013年のゲリラ豪雨以来少し来場者が減ってしまったように感じます。私が高校生の頃は道が歩けなくなるほどの人出でしたが、今はそれほどではないですね。有料観覧席も、抽選で当たったもののキャンセルするという人が多かったようで驚きました。地元で最も誇れるイベントなので、また以前のように歩くのが嫌になるほど人が来てほしいと思います。

